(注意)

１ 特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）対象労働者雇入登録届（以下「登録届」という。）は、特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者（ 以下「有料・無料職業紹介事業者等」という。） が、その取り扱う労働者を特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）の対象労働者として職業紹介を行い、当該対象労働者が継続して雇用する労働者として雇い入れられた場合に、有料・無料職業紹介事業者等の事業所の所在地を管轄する労働局長に提出いただくものです。なお、当該提出については、有料・無料職業紹介事業者等の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所を経由して行うことができる場合があります。

２　登録届の提出は、対象労働者が雇い入れられた日後１ヵ月以内に行うことが必要です。

３　登録届の記載に当たって、「１対象労働者雇用事業所」、「２対象労働者」、「３職業紹介事業者等」の各記入欄に記載を行ってください。「安定所記入欄」には記載を行わないでください。

４　「１ 対象労働者雇用事業所」について、

(1) ②欄の「事業所番号」には、対象労働者を雇い入れた事業所に係る雇用保険の事業所番号を記載してください。なお、事業所番号が連続した１０桁の構成である場合は、最初の４桁を最初の枠内に、残りの６桁を「－」に続く枠内にそれぞれ記載し、最後の枠は空枠としてください。

(2) ③欄の「求人申込日」には、対象労働者の職業紹介に係る求人の申込日を記載してください。

(3) ④欄の「賃金締切日」には、対象労働者の雇入れに係る事業所の賃金締切日について、１から３のうちあてはまるものを数字で記載してください。

④欄に「2」と記載した場合、⑤欄に具体的な日を記載してください。この際基本賃金と諸手当とで賃金締切日が異なる場合には、基本賃金に係る賃金締切日について記載し、基本賃金に係る賃金締切日が複数である場合には、雇い入れ日又は雇い入れ日直後に到来する賃金締切日について記載してください。

(4) ⑥欄のＦＡＸ番号には、②欄に記載した事業所のものを記載してください。

５ 「２ 対象労働者」について、

(1) ⑦欄の「被保険者番号」には、対象労働者の被保険者番号を記載してください。被保険者番号は、前職に係るものと新たに就職した場合のものと原則として同一の番号です。⑧欄の「支給番号」は、対象労働者が雇用保険の失業等給付を受給している場合、これに係る番号です。⑦欄と⑧欄は、いずれか一方を記載することで足ります。

なお、被保険者番号が1 6 桁（上下２段で表示されている。)で構成されている場合は、下段の１０桁のみを記載すること。この場合、最初の４桁を最初の枠内に、残りの６桁を「－」に続く枠内に記載し、最後の枠は空枠とすること。

(2) ⑦欄又は⑧欄の記載を行った場合には、⑩欄、⑪欄及び⑫欄を記載する必要はありません。

(3) ⑬欄の「求職申込日」には、⑭欄の「紹介年月日」以前の直近の対象労働者の求職申込日を記載してください。

(4) ⑭欄の「紹介年月日」、⑮欄の「雇入年月日」には、③欄の求人に係るものを記載してください。

６「３ 職業紹介事業者等」について、

(1) 16欄の「許可番号」には、職業安定法第３０条第１項の許可を受けた有料職業紹介事業者及び同法第３３条第１項の許可を受けた無料職業紹介事業者並びに船員職業安定法第３４条第１項の許可を受けた無料船員職業紹介事業者については、それぞれの事業所ごとの許可番号を記載してください。特定地方公共団体及び職業安定法第３３条の２等の規定による届出に係る無料職業紹介事業者並びに船員職業安定法第４０条第１項の規定による届出に係る無料船員職業紹介事業者については、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」の４欄に厚生労働大臣許可番号に代えて記載された同意書提出番号を、この欄に記載してください。

(2) ⑱欄の「同意書提出日」は、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書」が提出された日として、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」下欄に記載された日を記載してください。

(3) ⑲欄の「職業安定局長の定める項目に同意する期間」は、「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書受理通知書」の「６職業安定局長が定める項目に同意する期間」欄に記載された期間を記載してください。

７ 提出に当たっては、特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）に係る対象労働者として職業紹介を行った際に、既に紹介先事業所に雇用等されている者又は紹介先事業所と雇用予約のある者を紹介した場合には、これらの者を雇い入れた事業主に対しては特定求職者雇用開発助成金（長期不安定雇用者雇用開発コース）が支給されないこととなりますので、十分御留意いただき、「1 対象労働者雇用事業所」の事業主にあらかじめその旨周知した上で行っていただくようお願いします。